

原子力発電所に係る周辺市町域の安全確保に関する協定書

常陸大宮市、大洗町及び城里町（以下「甲」という。）並びに高萩市、笠間市、鉾田市、茨城町及び大子町（以下「乙」という。）と日本原子力発電株式会社（以下「丙」という。）は、丙の東海発電所及び東海第二発電所（以下「発電所」という。）について、発電所周辺市町域の安全確保を図るため、茨城県の立会いの下に次のとおり協定する。

（重要事項の報告）

第1条 丙は、甲及び乙に対し次の各号に掲げる事項について、その都度速やかに報告するものとする。

- （1）発電所の安全性に関する総合的評価の国への報告や評価の了承など、発電所の今後に係る重要事項が発生したとき。
- （2）年間主要事業計画を策定し又は変更したとき。
- （3）発電所の定期検査を実施しようとするとき及び実施したとき。

2 前項の規定による報告のほか、甲又は乙は、必要があると認めるときは、丙に対し必要と認める事項について報告を求めることができる。この場合において、丙は、甲又は乙に対し報告を求められた事項その他必要な事項について速やかに報告するものとする。

（異常時における連絡）

第2条 丙は、甲及び乙に対し次の各号に掲げる事項のいずれかに該当するとき、その都度直ちに連絡するものとする。

- （1）放射性物質等が異常に漏えいしたとき。
- （2）放射線業務従事者等について、別に定める線量を超え又は超えるおそれのある被ばくがあったとき。
- （3）発電所に重大な故障があったとき。
- （4）発電所敷地内において火災があったとき。
- （5）核燃料輸送物及び放射性輸送物等の輸送中に事故があったとき。
- （6）核燃料物質及び核原料物質並びに放射性同位元素の盗取又は所在不明が生じたとき。
- （7）前各号のほか、発電所に関し人の障害（放射線障害以外の障害であって別に定めるものを除く。）が発生し又は発生するおそれがあるとき。
- （8）前各号に掲げるもののほか、前各号に掲げる事故・故障等に相当する事態があったとき。

2 丙は、前項各号に掲げる事故・故障等が発生した場合以外の場合であっても、連絡及び報告の必要があると判断したときは、甲及び乙に対し必要な事項について直ちに連絡するとともに、速やかに報告するものとする。

3 前2項に規定する連絡及び報告のほか、甲又は乙は、必要があると認めるときは、丙に対し必要と認める事項について連絡及び報告を求めることができる。この場合において、丙は、甲又は乙に対し必要な事項について直ちに連絡するとともに、報告を求められた事項その他必要な事項について速やかに報告するものとする。

(連絡方法)

第3条 前条に規定する事態が発生した旨の連絡は、口頭で行うとともに、原則としてファクシミリを併用するものとし、その後新たに判明した状況等については、その都度、口頭及びファクシミリにより連絡するものとする。

2 前項に規定する事態の状況及びそれに対する措置等については、文書により速やかに報告するものとする。

(情報提供)

第4条 丙は、第1条又は第2条に掲げる事項について報道機関に対し特別に広報又は公表をするときは、速やかに甲及び乙に報告するものとする。

(体制の整備)

第5条 甲及び乙は、第1条、第2条及び前条の規定による連絡又は報告を円滑に受けるための体制を整えるものとする。

(立入調査の同行)

第6条 甲は、この協定の施行に関し必要な限度において、「原子力施設周辺の安全確保及び環境保全に関する協定書」第12条の規定に基づき茨城県又は東海村が行う立入調査についてあらかじめ茨城県及び東海村に連絡の上、その職員を当該立入調査に同行させることができるものとする。

(現地確認等)

第7条 甲又は乙は、発電所周辺の安全を確保するため必要があると認めるときは、丙に対しその職員に発電所の現地確認をさせることを求めることができるものとする。この場合において、丙は、その求めに対し誠意をもって対応するものとする。

2 甲又は乙は、前項の規定に関連し、発電所周辺の安全を確保するため必要があると認めるときは、丙に対し意見を述べることができるものとする。

(協定の運用)

第8条 第2条、第3条及び第6条に定める事項の運用については、「原子力施設周辺の安全確保及び環境保全に関する協定運営要項」(平成10年3月31日制定)の定める例によるものとする。

(協議)

第9条 この協定に定める事項を変更しようとするとき若しくはこの協定に関し疑義を生じたとき又はこの協定に定めのない事項は、茨城県の立会いの下に、甲、乙及び丙が協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書10通を作成し、甲、乙及び丙並びに茨城県が記名押印の上、各1通を保有する。

平成31年2月15日

甲	常陸大宮市長	三次真一郎
	大洗町長	小谷隆亮
	城里町長	上遠野修
乙	高萩市長	大部勝規
	笠間市長	山口伸樹
	鉾田市長	岸田一夫
	茨城町長	小林宣夫
	大子町長	高梨哲彦
丙	日本原子力発電株式会社取締役社長	
		村松 衛
立会人	茨城県知事	大井川和彦